

# 桜川市の子ども・子育て支援の新制度に係る基準案 に関する意見の募集について



平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度が始まります。

この制度は、子育て中のすべてのご家庭を支援する制度で、「認定こども園」の普及や、多様な保育の確保による待機児童の解消に取り組んでいくものです。

新制度では、子ども及び保護者にとって身近な市町村が地域の子育てニーズを把握し、これにあった支援を充実させていきます。

消費税などを財源に平成 27 年度に本格スタートを予定しており、本市においても、新しい制度を円滑に進めていくための基準を定めることとなっています。

桜川市の新しい子ども・子育て支援制度の基準案について、市民の皆様のご意見を募集しますので、ご協力をお願いいたします。

## ご意見を募集する案件

- 保育の必要性の認定に関する基準案
- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案
- 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案

# パブリックコメント実施概要

条例・規則を制定するにあたり、パブリックコメントを実施して皆様からご意見を募集します。

## ■意見募集期間

平成26年7月2日（水）～31日（木）

## ■公表資料

1. 保育の必要性の認定に関する基準案
2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案
3. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案
4. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案

## ■条例・規則案の公表場所

- ・市ホームページ
- ・児童福祉課（岩瀬庁舎）および総合窓口課（真壁・大和庁舎）

## ■意見等を提出できる方

- ・市内に在住の方
- ・市内に在勤・在学の方
- ・市内に事務所・事業所を有する方
- ・市内で活動している法人、その他の団体

## ■意見の提出方法

- ・ご意見及び住所、氏名または名称、連絡先を明記し、郵送、ファックス、E-Mail、または持参にて提出してください。
- ・口頭、電話でのご意見はお受けできません。

■郵送先	〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬64番地2
■持参先	保健福祉部 児童福祉課 こども未来グループ（岩瀬庁舎） 真壁庁舎総合窓口課 大和庁舎総合窓口課
■ファックス	0296-75-4690
■電子メール	市ホームページ「パブリックコメント内専用メールフォーム」から送信してください。

## 資 料 目 次

1	子ども・子育て支援新制度に関する基準の概要について .....	3
2	桜川市が定める基準について .....	5
3	保育の必要性の認定に関する基準案 .....	6
4	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案 .....	8
5	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案 .....	12
6	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案 .....	25

# 1 子ども・子育て支援新制度に関する基準の概要について

新制度の導入にあたって、認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設及び地域型保育事業の運営基準、新たに創設される地域型保育事業の認可基準や、保育の必要性の認定に関する基準等を定める必要があります。

内閣府・厚生労働省から示される府省令に基づき、地域性を考慮した基準を条例として定めます。

## □桜川市で基準を定めるものの種類

1. 保育の必要性の認定に関する基準
2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（放課後児童健全育成事業の設備運営基準）
3. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（地域型保育事業の認可基準）
4. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
（特定教育・保育施設の運営基準、特定地域型保育事業の運営基準）
5. 利用者負担に関する基準（地域型保育給付費、特例地域型保育給付費の額の算定基準）

## □子ども・子育て支援に係る施設及び事業と認可・確認主体

対象となる施設のなかで桜川市による認可が必要な施設は、地域型保育事業の4事業の施設であることから、当該事業の認可基準について市の条例を定めます。（その他の施設は都道府県）

一方、確認については、教育・保育施設、地域型保育事業ともに市町村が実施することになっていることから、運営基準については、どちらも市の条例として策定します。

	施設・事業	認可	確認	給付
教育・保育施設	認定こども園	都道府県 政令指定都市等	市町村 (桜川市)	市町村 (桜川市)
	幼稚園	都道府県		
	保育所	都道府県		
地域型保育事業	家庭的保育事業の4事業	市町村(桜川市)		
地域子ども・子育て支援事業	放課後児童健全育成事業	市町村へ届出	—	

## □従うべき基準と参酌すべき基準

・各基準に関しては、順次、内閣府・厚生労働省より「府省令」が示されており、「従うべき基準」については、国の準拠に従って定め、「参酌すべき基準」については、本市の地域性を考慮して定めます。

基準設定の類型	考え方
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適合しなければならない基準</li> <li>・当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。</li> </ul>
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分参照した上で判断しなければならない基準</li> <li>・「参酌すべき基準」を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容される。</li> </ul>

## □基準の概要

### ①保育の必要性の認定に関する基準【本編 P6～7】

種 別	基準の概要
保育の必要性に関する認定基準 【参考資料なるほど BOOK07～10 参照】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で支給します。</li> <li>●保育の必要性の認定基準は、国が定める基準（内閣府令）を踏まえ「事由（保育が必要となる理由）」、「区分（保育の必要量）」、「優先利用（入所判定における優先度）」等の基準を市町村が策定します。</li> <li>●認定基準については、現行制度や各市町村における運用の実態等を勘案するとともに、現在の利用者の移行に留意しながら進めます。</li> </ul>

### ②放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準【本編 P8～11】

放課後児童健全育成事業の設備運営基準（放課後児童クラブの基準） 【参考資料なるほど BOOK06 参照】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つである「放課後児童クラブ」の設備及び運営に関する基準について、国が定める基準（厚生労働省令）を踏まえ、市町村が条例で定めます。</li> <li>●「従事する者」「員数」については、国の基準に従い、「規模」や「施設・設備」「開所日数」「開所時間」等については国の基準に基づき、地域性を考慮して定めます。</li> </ul>
---	--

### ③家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準【本編 P12～24】

地域型保育事業の認可基準 【参考資料なるほど BOOK04 参照】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新制度では、多様な施設や事業の中から利用者が選択できるように、以下の 4 事業の保育を、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とします。</li> <li>●認可基準については、国が定める基準（厚生労働省令）を踏まえ、「職員の資格、員数」、「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの」等の基準を市町村が定めます。</li> <li>■家庭的保育事業（利用定員 5 人以下）【本編 P16～17】</li> <li>■小規模保育事業 A 型【本編 P17～19】・ B 型【本編 P19】・ C 型【本編 P20】（6～19 人まで）</li> <li>■事業所内保育事業（様々（数人～数十人程度））【本編 P21～24】</li> <li>■居宅訪問型保育（1 対 1 が基本）【本編 P20～21】</li> </ul>
--------------------------------------	--

### ④特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準【本編 P25～38】

特定教育・保育施設の運営基準 （確認制度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新制度では、学校教育法、児童福祉法の認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とします。</li> <li>●具体的には、給付の実施主体である市町村が認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払うこととなります。</li> <li>●運営基準については、国が定める基準（内閣府令）を踏まえ、「利用定員に関する基準」、「運営に関する基準」等を市町村が定めます。</li> </ul>
特定地域型保育事業の運営基準 （確認制度） 【参考資料なるほど BOOK03～04 参照】	

※利用者負担に関する基準については、平成 26 年度終盤に国の方針に基づき定めるものとします。

## 2 桜川市が定める基準について

新しい制度への移行に伴い、市町村が定める基準について、国から4月30日付けで府省令が公布されました。

本市基準案については、内閣府及び厚生労働省から示された「子ども・子育て関連 3 法に係る府省令」（平成 26 年 4 月 30 日付け）及び「子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）」（平成 26 年 6 月 9 日付け）に基づき、定めるものとします。

前項の「子ども・子育て支援新制度に関する基準の概要について」に示すように、国の基準は「従うべき基準」として必ず従う基準と、「参酌すべき基準」として自治体の地域性を考慮して定める基準の2区分で示されています。

基準案策定にあたっては、本市の現状や現行の条例・規則との整合を図りますが、基本的に「従うべき基準」「参酌すべき基準」ともに、国の基準に従うものとします。

また、本市においては、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」については、条例として定め、「保育の必要性の認定に関する基準」については、規則として定めるものとします。

なお、「保育の必要性の認定に関する認定基準」については、「子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）」として6月9日付けで示されているものの、新たに方針が示されることが考えられます。

パブリックコメント終了後に、国から新たに規則等が示された場合は、本市の基準案の内容が変更となることがあります。

### 3 保育の必要性の認定に関する基準案

項目	国において検討されている方針	桜川市の方針
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">子ども子育て支援法施行規則</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">保育の実施を必要とする事由</p>	<p>子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。</li> <li>二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</li> <li>三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</li> <li>四 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。</li> <li>五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</li> <li>六 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。</li> <li>七 次のいずれかに該当すること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。</li> <li>ロ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。</li> </ul> </li> <li>八 次のいずれかに該当すること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。</li> <li>ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（イに該当する場合を除く。）</li> </ul> </li> <li>九 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</li> <li>十 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。</li> </ol>	<p>国の基準のとおり</p>
<p>附則</p>	<p>1期施行 この府令は、法の施行の日から施行する。</p> <p>就労時間に関する特例に係る 2 施行日から起算して十年を経過する日までの間は、第一号の規定の適用については、同号中「四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村」とあるのは、「市町村」とする。</p>	
<p>区分</p>	<p>保育標準時間（1日11時間までの利用） ・平均275時間／月（最大292時間・最低212時間） ・就労時間の下限 1週当たり30時間程度</p>	<p>国の基準のとおり</p>

項目	国において検討されている方針	桜川市の方針
	保育短時間利用 ・平均 200 時間／月（最大 212 時間） ・就労時間の下限 1 月当たり 48～64 時間の間で、市町村が定める時間	国の基準のとおり
優先利用	①ひとり親家庭 ②生活保護世帯 ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④虐待や DV のおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ⑤子どもが障害を有する場合 ⑥育児休業明け ・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、施設等の利用を再度希望する場合 ・育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合 ・1 歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合 ⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童 ⑨その他市町村が定める事由	国の基準のとおり

## 4 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案

項目		放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (国の基準)	桜川市基準(案)
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	目的 2 最低基準の	— 法第三十四条の八の二第一項の規定により市町村が条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	国の基準のとおり
	最低基準の向上 3	— 1 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	国の基準のとおり
		— 2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	国の基準のとおり
	児童健全育成事業者 4 最低基準と放課後	— 1 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。	国の基準のとおり
		— 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	国の基準のとおり
	放課後児童健全育成事業の一般原則 5	— 1 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もつて当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。	国の基準のとおり
		— 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	国の基準のとおり
		— 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	国の基準のとおり
		— 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。	国の基準のとおり
		— 5 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	国の基準のとおり
	業者と非常災害対策 6	参 1 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	国の基準のとおり
		参 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。	国の基準のとおり
	育成事業の職員 7 放課後児童健全	参	放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

項目		放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (国の基準)	桜川市基準(案)
放課後児童健全育成事業の職員の知識及び技能の向上等 <sup>8</sup>	参	1 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	国の基準のとおり
	参	2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	国の基準のとおり
	参	1 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない	国の基準のとおり
	参	2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。	国の基準のとおり
設備の基準 <sup>9</sup>	参	3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	国の基準のとおり
	参	4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。	国の基準のとおり
	従	1 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。	国の基準のとおり
	従	2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。)をもってこれに代えることができる。	国の基準のとおり
職員 <sup>10</sup>	従	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 一 保育士の資格を有する者 二 社会福祉士の資格を有する者 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。) 又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業者等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの 四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	国の基準のとおり

項目		放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (国の基準)	桜川市基準(案)
	従	九 高等学校卒業業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの	国の基準のとおり
	参	4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。	国の基準のとおり
	従	5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	国の基準のとおり
う等 原則 に取 り扱 平 11	参	放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。	国の基準のとおり
禁 止 12 の	参	放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	国の基準のとおり
衛 生 管 理 等 13	参	1 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	国の基準のとおり
	参	2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	国の基準のとおり
	参	3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	国の基準のとおり
運 営 規 定 14	参	放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。  一 事業の目的及び運営の方針 二 職員の職種、員数及び職務の内容 三 開所している日及び時間 四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 五 利用定員 六 通常の事業の実施地域 七 事業の利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他事業の運営に関する重要事項	国の基準のとおり
え 育 成 事 業 者 が 備 15	参	放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。	国の基準のとおり
等 保 秘 16 持 密	参	1 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	国の基準のとおり

項目		放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (国の基準)	桜川市基準(案)
	参	2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	国の基準のとおり
苦情への対応 17	参	1 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	国の基準のとおり
	参	2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	国の基準のとおり
	参	3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	国の基準のとおり
開所時間及び日数 18	参	1 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。  一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間 二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間	国の基準のとおり
	参	2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき二百五十日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。	国の基準のとおり
連絡 19 保護者との	参	放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。	国の基準のとおり
の 連携 20 関係機関と	参	放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。	国の基準のとおり
21 事故発生時の対応	参	1 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	国の基準のとおり
	参	2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	国の基準のとおり

## 5 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案

項目		家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国の基準）	桜川市基準（案）
第1章 総則	の目的 2 最低基準	－ 法第三十四条の十六第一項の規定により市町村が条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	国の基準のとおり
	の向上 3 最低基準	－ 1 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	
		－ 2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	
	保育事業者等 4 最低基準と家庭的	－ 1 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。	
		－ 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	
	等の一 般原則 5 家庭的保育事業者	－ 1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	
		－ 2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	
		－ 3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	
		－ 4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	
		－ 5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第二号、第十四条第二項及び第三項、第十五条第一項並びに第十六条において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。	
		－ 6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	
	保育所等との連携 6	従 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第三号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第十六条第二項第三号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。	

項目		家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国の基準）	桜川市基準（案）
保育所等との連携 6	従	<p>一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>二 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。</p> <p>三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあつては、第四十二条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>	国の基準のとおり
家庭的保育事業者等と非常災害 7	参	1 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	国の基準のとおり
	参	2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。	国の基準のとおり
家庭的保育事業等の職員の一般的な要件 8	参	家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	国の基準のとおり
家庭的保育事業等の職員の知識及び技能の向上等 9	参	1 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	国の基準のとおり
	参	2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	国の基準のとおり
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準 10	参（一部従）	<p>家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</p> <p>※保育に直接従事する職員にかかる部分(下線部)については従うべき基準</p>	国の基準のとおり
利用乳幼児を平等に取り扱う原則 11	従	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	国の基準のとおり

項目		家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国の基準）	桜川市基準（案）
禁止 12 虐待等の	従	家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	国の基準のとおり
	懲戒に係る権限の濫用禁止 13	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	国の基準のとおり
衛生管理等 14	参	1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	国の基準のとおり
	参	2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	国の基準のとおり
	参	3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	国の基準のとおり
	参	4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。	国の基準のとおり
	参	5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。	国の基準のとおり
食事 15	従	1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第十条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。	国の基準のとおり
	従	2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。	国の基準のとおり
	従	3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。	国の基準のとおり
	従	4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	国の基準のとおり
	従	5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	国の基準のとおり
食事の提供の特例 16	従	1 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。  一 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。こと。	国の基準のとおり

項目		家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国の基準）	桜川市基準（案）
食事の提供の特例 16	従	<p>四 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>五 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しよう努めること。</p>	
	従	<p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>一 連携施設</p> <p>二 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>三 学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第三条第二項に規定する義務教育諸学校又は同法第六条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、第一号及び第二号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）</p>	国の基準のとおり
利用乳幼児及び職員 の健康診断 17	参	1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	国の基準のとおり
	参	2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。	国の基準のとおり
	参	3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。	国の基準のとおり
	参	4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。	国の基準のとおり
家庭的保育事業等 内部の規程 18	参	<p>家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 提供する保育の内容</p> <p>三 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>六 乳児、幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>七 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p> <p>十 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十一 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項</p>	国の基準のとおり

項目		家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国の基準）	桜川市基準（案）
	家庭的保育事業等に備える帳簿 19	参 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	国の基準のとおり
	秘密保持等 20	従 1 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	国の基準のとおり
		従 2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	国の基準のとおり
	苦情への対応 21	参 1 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	国の基準のとおり
参 2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。		国の基準のとおり	
第2章 家庭的保育事業	設備の基準 22	参（一部従） 家庭的保育事業は、次条第二項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。  一 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 二 前号に掲げる専用の部屋の面積は、九・九平方メートル（保育する乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える人数一人につき三・三平方メートルを加えた面積）以上であること。 三 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。 四 衛生的な調理設備及び便所を設けること。 五 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。 六 前号に掲げる庭の面積は、満二歳以上の幼児一人につき、三・三平方メートル以上であること。 七 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。  ※調理設備にかかる部分（下線部）については従うべき基準	国の基準のとおり
	職員 23	従 1 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。  一 調理業務の全部を委託する場合 二 第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合	国の基準のとおり
従 2 家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。  一 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 二 法第十八条の五各号及び法第三十四条の二十第一項第四号のいずれにも該当しない者		国の基準のとおり	

項目		家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国の基準）	桜川市基準（案）
	従	3 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第三十四条第二項において同じ。）とともに保育する場合には、五人以下とする。	国の基準のとおり
	間 24 保育 時	参 家庭的保育事業における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。	国の基準のとおり
	容 25 保育 の内	従 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	国の基準のとおり
	の 26 保護 者と 連絡	参 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。	国の基準のとおり
第1節 第3章 通則 小規模保育事業	小規模保育事業の区分 27	従  小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。	国の基準のとおり
第2節 小規模保育事業A型	設備の基準 28	参（一部従） 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、 <u>乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</u> 二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。 三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 四 <u>満二歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第三十三条第四号及び第五号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。</u> 五 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。 六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。 イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。 ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。	国の基準のとおり

項目		家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国の基準）		桜川市基準（案）																		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">二階</td> <td>常用</td> <td>1 屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三階</td> <td>常用</td> <td>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四階以上の階</td> <td>常用</td> <td>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備(同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> </tbody> </table>	階	区分	施設又は設備	二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	三階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備(同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	<p>国の基準のとおり</p>
			階	区分	施設又は設備																	
			二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段																	
				避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段																	
			三階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段																	
				避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段																	
			四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段																	
				避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備(同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段																	
			ハ	ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。																		
			ニ	小規模保育事業所A型の調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。)以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分とが建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 (1)スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。 (2)調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。																		
			ホ	小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。																		
			ヘ	保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。																		
ト	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。																					
チ	小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。																					
※調理設備にかかる部分(下線部)については従うべき基準																						

項目		家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国の基準）	桜川市基準（案）	
職員 29	従	1 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。	国の基準のとおり	
	従	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。 一 乳児おおむね三人につき一人 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童おおむね三十人につき一人	国の基準のとおり	
	従	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。	国の基準のとおり	
準用 30	一	第二十四条から第二十六条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第三十条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（A型）」という。）と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」とする。	国の基準のとおり	
第3節 小規模保育事業B型	職員 31	従	1 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。	国の基準のとおり
		従	2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 一 乳児おおむね三人につき一人 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童おおむね三十人につき一人	国の基準のとおり
	従	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。	国の基準のとおり	
準用 32	一	第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第三十二条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（B型）」という。）と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第二十八条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。	国の基準のとおり	

項目			家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国の基準）	桜川市基準（案）
第4節 小規模保育事業C型	設備の基準 33	参（一部従）	<p>小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 <u>乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</u></p> <p>二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。</p> <p>三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>四 <u>満二歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。</u></p> <p>五 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。</p> <p>六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>七 保育室等を二階以上に設ける建物は、第二十八条第七号に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>※調理設備にかかる部分（下線部）については従うべき基準</p>	国の基準のとおり
	職員 34	従	1 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。	国の基準のとおり
		従	2 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、五人以下とする。	国の基準のとおり
	35 定 利 員 用	従	小規模保育事業所C型は、法第六条の三第十項の規定にかかわらず、その利用定員を六人以上十人以下とする。	国の基準のとおり
準用 36	一	第二十四条から第二十六条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第三十六条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」とする。	国の基準のとおり	
第4章 居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業 37	従	<p>居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>一 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</p> <p>二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十四条第五項又は第四十六条第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</p> <p>三 法第二十四条第六項に規定する措置に対応するために行う保育</p> <p>四 母子家庭等（母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第四項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育</p> <p>五 離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育</p>	国の基準のとおり
	備 設 品 備 38 及 び	参	居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	国の基準のとおり
	39 職 員	従	居宅訪問型保育事業において家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は一人とする。	国の基準のとおり

項目		家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国の基準）	桜川市基準（案）																							
40	居宅訪問型保育連携施設	従	居宅訪問型保育事業者は、第三十七条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。	国の基準のとおり																						
	41	準用	一 第二十四条から第二十六条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。	国の基準のとおり																						
第5章 事業所内保育事業	利用定員の設定 42	参	事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第六条の三第十二項第一号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。	国の基準のとおり																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用定員数</th> <th>その他の乳児又は幼児の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>一人以上五人以下</td><td>一人</td></tr> <tr><td>六人以上七人以下</td><td>二人</td></tr> <tr><td>八人以上十人以下</td><td>三人</td></tr> <tr><td>十一人以上十五人以下</td><td>四人</td></tr> <tr><td>十六人以上二十人以下</td><td>五人</td></tr> <tr><td>二十一人以上二十五人以下</td><td>六人</td></tr> <tr><td>二十六人以上三十人以下</td><td>七人</td></tr> <tr><td>三十一人以上四十人以下</td><td>十人</td></tr> <tr><td>四十一人以上五十人以下</td><td>十二人</td></tr> <tr><td>五十一人以上六十人以下</td><td>十五人</td></tr> <tr><td>六十一人以上七十人以下</td><td>二十人</td></tr> <tr><td>七十一人以上</td><td>二十人</td></tr> </tbody> </table>	利用定員数		その他の乳児又は幼児の数	一人以上五人以下	一人	六人以上七人以下	二人	八人以上十人以下	三人	十一人以上十五人以下	四人	十六人以上二十人以下	五人	二十一人以上二十五人以下	六人	二十六人以上三十人以下	七人	三十一人以上四十人以下	十人	四十一人以上五十人以下	十二人	五十一人以上六十人以下	十五人	六十一人以上七十人以下
利用定員数	その他の乳児又は幼児の数																									
一人以上五人以下	一人																									
六人以上七人以下	二人																									
八人以上十人以下	三人																									
十一人以上十五人以下	四人																									
十六人以上二十人以下	五人																									
二十一人以上二十五人以下	六人																									
二十六人以上三十人以下	七人																									
三十一人以上四十人以下	十人																									
四十一人以上五十人以下	十二人																									
五十一人以上六十人以下	十五人																									
六十一人以上七十人以下	二十人																									
七十一人以上	二十人																									
43	設備の基準	参（一部従）	事業所内保育事業（利用定員が二十人以上のものに限る。以下この条、第四十五条及び第四十六条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、 <u>乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第五号において同じ。）及び便所を設けること。</u> 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 五 <u>満二歳以上の幼児（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満三歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、<u>調理室及び便所を設けること。</u>  六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。  七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</u>	国の基準のとおり																						

項目	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国の基準）	桜川市基準（案）																		
	<p>八 保育室等を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。</p> <p>ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。</p> <table border="1" data-bbox="344 439 1236 1563"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">二階</td> <td>常用</td> <td>1 屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三階</td> <td>常用</td> <td>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四階以上の階</td> <td>常用</td> <td>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>ニ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>(1)スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。</p> <p>(2)調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>へ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p>	階	区分	施設又は設備	二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	三階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	<p>国の基準のとおり</p>
階	区分	施設又は設備																		
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段																		
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段																		
三階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段																		
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段																		
四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段																		
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段																		

項目		家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国の基準）	桜川市基準（案）
職員 44	従	1 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	国の基準のとおり
	従	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき二人を下回ることはできない。 一 乳児おおむね三人につき一人 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童おおむね三十人につき一人	国の基準のとおり
	従	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を一人に限り、保育士とみなすことができる。	国の基準のとおり
	する 特例 45	従 連携施設に 関 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第六条第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。	国の基準のとおり
準用 46	一	第二十四条から第二十六条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第四十六条において準用する次条及び第二十六条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。	国の基準のとおり
職員 47	従	1 事業所内保育事業（利用定員が十九人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	国の基準のとおり
	従	2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 一 乳児おおむね三人につき一人 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童おおむね三十人につき一人	国の基準のとおり
	従	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。	国の基準のとおり

項目		家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国の基準）	桜川市基準（案）	
準用 48	—	第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第四十八条において準用する次条及び第二十六条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第二十八条柱書き中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第一号中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第四号において同じ。）」と、同条第四号中「（法第六条の三第十項第二号）とあるのは「法第六条の三第十二項第二号」と、「次号」とあるのは「第四十八条において準用する第二十八条第五号」とする。	国の基準のとおり	
附則	日施行期 1	—	この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。	国の基準のとおり
	食事の提供の経過措置 2	従	この省令の施行の日の前日において現に存する法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、第十五条、第二十二号第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第二十三条第一項（調理員に係る部分に限る。）、第二十八条第一号（調理設備に係る部分に限る。）（第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。）及び第四号（調理設備に係る部分に限る。）（第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項本文（調理員に係る部分に限る。）、第三十一条第一項本文（調理員に係る部分に限る。）、第三十三条第一号（調理設備に係る部分に限る。）及び第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（調理員に係る部分に限る。）、第四十三条第一号（調理室に係る部分に限る。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。）、第四十四条第一項（調理員に係る部分に限る。）並びに第四十七条第一項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。	国の基準のとおり
	連携施設に関する経過措置 3	従	家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	国の基準のとおり
	小規模保育B型に関する経過措置 4	従	第三十一条及び第四十七条の規定の適用については、第二十三条第二項に規定する家庭的保育者又は同条第三項に規定する家庭的保育補助者は、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十一条第一項及び第四十七条第一項に規定する保育従事者とみなす。	国の基準のとおり
	利用定員に関する経過措置 5	従	小規模保育事業C型にあつては、第三十五条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、その利用定員を六人以上十五人以下とすることができる。	国の基準のとおり

## 6 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案

項目		特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (国の基準)		桜川市基準(案)
第1章 総則	一般原則 3	—	1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。	国の基準のとおり
		—	2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。	
		—	3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	
		—	4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	
基準 第2章 第1節 特定教育・保育施設の利用定員に関する基準	利用定員 4	従	1 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第二十七条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を二十人以上とする。	国の基準のとおり
		従	2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。  一 認定こども園 法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 二 幼稚園 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分 三 保育所 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分	国の基準のとおり
第2節 運営に関する基準	内容及び手続の説明及び同意 5	従	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第二十条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	国の基準のとおり
		参	2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。  一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法	国の基準のとおり

項目	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (国の基準)	桜川市基準(案)
	<p>ロ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>	国の基準のとおり
	<p>参 3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p>	国の基準のとおり
	<p>参 4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p>	国の基準のとおり
	<p>参 5 特定教育・保育施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 第二項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p>	国の基準のとおり
	<p>参 6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	国の基準のとおり
利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等 6	<p>従 1 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>従 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第四項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。</p> <p>従 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>従 4 前二項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>参 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>国の基準のとおり</p> <p>国の基準のとおり</p> <p>国の基準のとおり</p> <p>国の基準のとおり</p> <p>国の基準のとおり</p>

項目		特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (国の基準)	桜川市基準(案)
対する協力の あつせん、調整及び要請に 7	従	1 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第四十二条第一項の規定により市町村が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	国の基準のとおり
	従	2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項(同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	国の基準のとおり
確認 8	参	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。	国の基準のとおり
助 9	参	1 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	国の基準のとおり
	参	2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。	国の基準のとおり
等 の把握 10	参	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	国の基準のとおり
の連携 11	参	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	国の基準のとおり
提供の記録 12	参	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	国の基準のとおり
額 13	従	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第二十七条第三項第二号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第三号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。	国の基準のとおり

項目		特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (国の基準)	桜川市基準(案)
	従	2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第二十七条第三項第一号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。	国の基準のとおり
	従	3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。	国の基準のとおり
	従	4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。 一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 三 食事の提供に要する費用（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。） 四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	国の基準のとおり
	従	5 特定教育・保育施設は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。	国の基準のとおり
	従	6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	国の基準のとおり
	通知等 14 施設型給付費等の額に係る	参	1 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。
参		2 特定教育・保育施設は、前条第二項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。	国の基準のとおり

項目		特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (国の基準)	桜川市基準(案)
特定教育・保育の取扱方針 15	従	<p>1 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>一 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第十条第一項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>二 認定こども園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第九項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第四号に掲げる事項</p> <p>三 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十五条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>四 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p>	国の基準のとおり
	従	<p>2 前項第二号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p>	国の基準のとおり
特定教育・保育に関する評価 16	参	<p>1 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	国の基準のとおり
	参	<p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>	国の基準のとおり
相談及び援助 17	参	<p>特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>	国の基準のとおり
緊急時等の対応 18	参	<p>特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	国の基準のとおり
支給認定保護者に関する市町村への通知 19	参	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p>	国の基準のとおり
運営規定 20	参	<p>特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第二十三条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p> <p>一 施設の目的及び運営の方針</p> <p>二 提供する特定教育・保育の内容</p> <p>三 職員の職種、員数及び職務の内容</p>	国の基準のとおり

項目		特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (国の基準)	桜川市基準(案)
		四 特定教育・保育の提供を行う日（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日 五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 六 第四条第二項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員 七 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第六条第二項及び第三項に規定する選考方法を含む。） 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	国の基準のとおり
勤務体制の確保等 21	参	1 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	国の基準のとおり
	参	2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	国の基準のとおり
	参	3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	国の基準のとおり
22 定員の遵守	参	特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	国の基準のとおり
掲示 23	参	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	国の基準のとおり
うを 原 則 24 に 取 り 扱 も	従	特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	国の基準のとおり
禁止 25 の	従	特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	国の基準のとおり
懲戒に 係る 権限 の 濫用 禁止 26	従	特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	国の基準のとおり
秘密保持等 27	従	1 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	国の基準のとおり
	従	2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。	国の基準のとおり

項目		特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (国の基準)	桜川市基準(案)
	従	3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。	国の基準のとおり
情報の提供等 28	参	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	国の基準のとおり
	参	2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	国の基準のとおり
利益供与等の禁止 29	参	1 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第五十九条第一号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	国の基準のとおり
	参	2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	国の基準のとおり
苦情解決 30	参	1 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	国の基準のとおり
	参	2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	国の基準のとおり
	参	3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	国の基準のとおり
	参	4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第十四条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	国の基準のとおり
	参	5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。	国の基準のとおり
連携等 31 の連	参	特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	国の基準のとおり
事故発生 の防止及び発生時 32	従	1 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。  一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	国の基準のとおり

項目		特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (国の基準)	桜川市基準(案)
	従	2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	国の基準のとおり
		3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	国の基準のとおり
		4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	国の基準のとおり
	分 会 33 計 の 区	参 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	国の基準のとおり
	記 録 の 整 備 34	参 1 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	国の基準のとおり
参 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 一 第十五条第一項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 二 第十二条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 三 第十九条に規定する市町村への通知に係る記録 四 第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五 第三十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		国の基準のとおり	
第3節 特例施設型給付費に関する基準	特別利用保育の基準 35	従 1 特定教育・保育施設（保育所に限る。この条において同じ。）が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第三十四条第一項第三号に規定する基準を遵守しなければならない。	国の基準のとおり
		従 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第四条第二項第三号の規定により定められた法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	国の基準のとおり
		従 3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。	国の基準のとおり
	育 特 別 の 基 準 36 利 用 教	従 1 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなければならない。	国の基準のとおり

項目		特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (国の基準)	桜川市基準(案)	
	従	2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第四条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	国の基準のとおり	
	従	3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第十三条第四項第三号中「除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。	国の基準のとおり	
第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準	利用定員 37	従	1 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員（法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を一人以上五人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第二十八条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同省令第三十一条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては、その利用定員の数を六人以上十九人以下、小規模保育事業C型（同省令第三十三条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第四条において同じ。）にあつては、その利用定員の数を六人以上十人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を一人とする。	国の基準のとおり
		従	2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第四十二条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	国の基準のとおり
第2節 運営に関する基準	意 38	従	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第四十六条に規定する運営規程の概要、第四十二条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	国の基準のとおり
		参	2 第五条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。	国の基準のとおり
	禁止等 39	従	1 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	国の基準のとおり
		従	2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと	国の基準のとおり

項目		特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (国の基準)	桜川市基準(案)
		認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	
	従	3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	国の基準のとおり
	参	4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	国の基準のとおり
する協力 40	従	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第五十四条第一項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	国の基準のとおり
	従	2 特定地域型保育事業者は、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	国の基準のとおり
の把握 41	参	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	国の基準のとおり
特定教育・保育施設等との連携 42	従	1 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 一 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 二 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。 三 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第三十七条第二項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	国の基準のとおり
	従	2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第三十七条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。	国の基準のとおり

項目		特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (国の基準)	桜川市基準(案)
	従	3 事業所内保育事業を行う者であって、第三十七条第二項の規定により定める利用定員が二十人以上のものについては、第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第一項第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。	国の基準のとおり
	参	4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。	国の基準のとおり
利用者負担等の受領 43	従	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第五十条において準用する第十四条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第二十九条第三項第二号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第三十条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第三十条第二項第三号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。	国の基準のとおり
	従	2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第二十九条第三項第一号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第三十条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。	国の基準のとおり
	従	3 特定地域型保育事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。	国の基準のとおり
	従	4 特定地域型保育事業者は、前三項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。 一 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品 二 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用 三 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 四 前三号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	国の基準のとおり
	従	5 特定地域型保育事業者は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。	国の基準のとおり
	従	6 特定地域型保育事業者は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	国の基準のとおり

項目		特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (国の基準)	桜川市基準(案)
の取扱方針 44	特定地域型保育	従 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	国の基準のとおり
	特定地域型保育に関する評価等	参 1 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	国の基準のとおり
45	特定地域型保育に	参 2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	国の基準のとおり
	運営規定	参 46 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第五十条において準用する第二十三条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 提供する特定地域型保育の内容 三 職員の職種、員数及び職務の内容 四 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 六 利用定員 七 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第三十九条第二項に規定する選考方法を含む。） 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項	国の基準のとおり
勤務体制の確保等 47	参	1 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。	国の基準のとおり
	参	2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	国の基準のとおり
	参	3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	国の基準のとおり
48	定員の遵守	参 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第四十六条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	国の基準のとおり
記録の整備 49	参	1 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。	国の基準のとおり
	参	2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。	

項目		特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (国の基準)	桜川市基準(案)
		一 第四十四条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画 二 次条において準用する第十二条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録 三 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録 四 次条において準用する第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五 次条において準用する第三十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	国の基準のとおり
	準用 50	第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第十四条第一項中「施設型給付費（法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「地域型保育給付費（法第三十条第一項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。	国の基準のとおり
第3節 特例地域型保育給付費に関する基準	特別利用地域型保育の基準 51	従 1 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	国の基準のとおり
		従 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	国の基準のとおり
		従 3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第三十九条第二項及び第四十条第二項を除く。）の規定を適用する。	国の基準のとおり
	特定利用地域型保育の基準 52	従 1 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	国の基準のとおり
		従 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	国の基準のとおり
		従 3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。	国の基準のとおり
附則	日 施行期 1	一 この府令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。	国の基準のとおり

項目		特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (国の基準)	桜川市基準(案)	
特定保育所に関する特例 2	従	1 特定保育所（法附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第十三条第一項中「（法第二十七条第三項第二号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第二項中「（法第二十七条第三項第一号に規定する額」とあるのは「（法附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第二十八条第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第十九条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第六条第一項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第六条及び第七条の規定は適用しない。	国の基準のとおり	
	従	2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第二十四条第一項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。	国の基準のとおり	
施設型給付費等に関する経過措置 3	従	1 特定教育・保育施設が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第十三条第一項中「法第二十七条第三項第二号に掲げる額」とあるのは「法附則第九条第一項第一号イに規定する市町村が定める額」と、「法第二十八条第二項第二号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第二項中「法第二十七条第三項第一号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額」とする。	国の基準のとおり	
	従	2 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第四十三条第一項中「法第三十条第二項第二号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第二項中「法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。	国の基準のとおり	
措置 4	利用 する 定員 に 経過	従	小規模保育事業C型にあっては、この府令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十七条第一項中「六人以上十人以下」とあるのは「六人以上十五人以下」とする。	国の基準のとおり
措置 5	連携 する 施設 に 経過	従	特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第四十二条第一項本文の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	国の基準のとおり